

# 犯罪被害者に係る刑事訴訟法典および保険法典を改正する 1990年7月6日の法律第90-589号(1) (仮訳)

国民議会（下院）および元老院（上院）での可決を受け、  
共和国大統領は以下の内容の法律を公布する。

## 第I編

### テロリズム関連の犯罪被害者を支援する非営利社団の訴権に係る規定

第1条 – 刑事訴訟法典第2-8条の後に、以下の通り第2-9条を挿入する。

第2-9条 – 犯罪行為の生じた日から5年以上前に合法的に届け出を出しており、規約により犯罪被害者の支援を申し出る非営利社団はすべて、検察官または被害者側が公訴を提起する際、第706-16条の適用範囲に該当する犯罪に関し、私訴原告人に認められる権利を行使できる。

## 第II編

### 犯罪被害者への補償に係る規定

第2条 – 刑事訴訟法典第706-3条の文言を以下の通りとする。

第706-3条 - 故意か過失かを問わず、犯罪の事実的性格を呈する行為に起因する損害を被った人はすべて、以下の条件がすべて満たされる場合、対人危害により被った損害の全額補償を受けることができる。

- 1 かかる危害が、保険法典第L126-1条ならびに交通事故被害者の境遇改善および賠償訴訟手続の迅速化を目指す1985年7月5日の法律第85-677号第1章の適用範囲に該当しないこと。また、かかる危害の発端が狩猟活動や有害動物の駆除ではないこと。
- 2 かかる犯罪行為が
  - 被害者の死亡、永続的就労不能、もしくは1か月以上の完全就労不能を引き起こした場合
  - または刑法典第331条乃至333-1条によって規定され、処罰される場合
- 3 被害者がフランス国籍であること。これに該当しない場合、犯罪行為がフランス国内で行われ、かつ被害者が
  - 欧州経済共同体加盟国の国民であること
  - または、国際協定が存在することを留保条件に、犯罪行為が生じた日もしくは補償請求日において合法的にフランスに滞在していること。被害者に過失が認められる場合、補償は拒否または減額される場合がある。

第3条 – 刑事訴訟法典第706-5条において、「1年以内に」という文言を「3年以内に」と置き換える。

第4条 – 刑事訴訟法典第706-6条最終パラグラフを以下の通りとする。

委員会議長は、訴訟手続がいかなる状況にあっても、仮払金の支払いを認めることができる。支払いの有無は、仮払金の請求から1か月以内に決定される。」

第5条 – 刑事訴訟法典第706-7条第2パラグラフを以下の通りとする。

委員会は、第706-3条最終パラグラフの適用に際して、刑事裁判機関の最終的判決が下されるまで決定を延期することができる。いずれにせよ、被害者の請求があった場合、委員会は決定を延期しなければならない。

第6条 – 刑事訴訟法典第706-8条の冒頭文において、「第706-9条に記載された最高額を限度として」という文言を削除する。

第7条 – 刑事訴訟法典第706-9条を以下の通りとする。

- 第706-9条 - 委員会は、損害の補償という名目で被害者に認められる補償の金額において、以下の項目を考慮する。
- 社会保障の強制制度を管理する組織、機関、公的機関、ならびに農事法典第1106-9条、第1234-8条、および第1234-20条に記載された機関による給付
  - 国および特定の公法人による民事賠償の訴権に関する1959年1月7日のオールドナンス第59-76号第1条IIに列挙された給付
  - 医学的治療およびリハビリテーション費用の払い戻しとして支払われた金額

- 損害を発生させた事件に続く就労不能期間中に、使用者から引き続き支払われた賃金および付加給付
  - 共済組合法典に規定される共済組合から支給される疾病休業補償手当および廃疾給付
- 同委員会はまた、かかる損害に対して他の債務者から受給した、または今後受給するあらゆる種類の補償金も考慮に入れるものとする。
- 支給を認められた金額は、テロリズム行為および犯罪被害者補償基金により支払われる。

第8条 – 刑事訴訟法典第706-10条の冒頭を以下の通りとする。

被害者が、補償金の支払い以降に、第706-9条に記載された給付または補償金のいずれかを受給する場合、基金は以下を求めることができる（以後変更なし）。

第9条 – 刑事訴訟法典第706-11条を以下の通り修正する。

I. - 「国」という文言を「基金」に置き換える。

II. - 第2パラグラフの最後に以下の一文を追加する。

書留便によって私訴原告人となる場合、第420-1条の規定に関わらず、基金は自らの負担とされた金額の払い戻しを上限なしに請求できる。

III. - 末尾に以下のパラグラフを挿入する。

第706-9条および本条の規定の適用にあたり、基金は共和国検事に対して、あらゆる人または行政機関に対し、損害の責任を負うべき人の職業、財政、納税、または社会的な状況に関する情報の開示を請求するよう求めることができる。共和国検事に対して職業上の守秘義務を申し立てることはできない。かくして集められた情報は、本条の定める目的にのみ利用されるものとし、その漏洩は禁じられる。

第10条 – 刑事訴訟法典第706-14条を以下の通りとする。

第706-14条 – 盗難、詐欺、または背信罪の被害者であり、いかなる名目であれその損害に対して実際的かつ十分な補償が得られず、そのため金銭的に深刻な状況に陥っている者はすべて、第706-3条（第3および最終パラグラフ）から第706-12条の定める条件に従い、補償金を受給することができる。この際、かかる人の収入が、司法扶助および部分的司法扶助を受けるための任命手数料の補償金に関する1972年1月3日の法律第72-11号第2条第3パラグラフおよび第4パラグラフの定める限度額を下回ることを条件とし、必要に応じ家族の扶養状況も考慮される。

補償金の上限は、前掲の収入上限月額額の3倍とする。

かかる規定は、第706-3条に記載された人にも適用される。かかる人は、同条の定める対人危害の被害者であり、損害の原因となった行為によって1か月以内の完全就労不能となり、その名目で損害の全額補償を求めることができないものとする。

### 第III編

#### 在監者の金銭価値に係る規定

第11条 – 刑事訴訟法典第V巻第II編第IV章を以下の通りとする。

#### 第IV章

##### 在監者の金銭価値

第728-1条 – 在監者の金銭価値は行刑施設の記名口座に登録され、3分割される。第1の部分に対しては、私訴原告人または扶養料債権者のみがそれぞれの権利を行使できる。第2の部分は釈放時に支払いを受ける作業賞与金であり、いかなる差押えも行うことはできない。第3の部分は在監者が自由に使うことができる。

私訴原告人への補償金とされる金額は、扶養料債権者の権利を留保条件として、共和国検事の求めにより、行刑施設によって私訴原告人に直接支払われる。

金銭価値の構成、各部分の金額、および記名口座の管理方法はデクレにより定める。」

## 第IV編

### 雑則および最終規定

第12条 – 保険法典第L126-1条を以下の通り修正する。

I. 「平素の住居がフランス国内にある、または領事館に正式に登録し平素は外国に居住している、外国で生じたテロリズム行為の被害者」の文言を「外国で生じたかかる行為の被害者」に置き換える。

II. 以下のパラグラフを追加する。

被害者の過失を理由に、補償は拒否または減額される場合がある。

第13条 – 保険法典第IV巻第II編第II章の題名を「テロリズム行為および犯罪被害者補償基金」とする。

第14条 – 保険法典第L422-1条第1パラグラフを以下の通りとする。

第L126-1条の適用にあたり、対人危害により被った損害の全額補償は、テロリズム行為および犯罪被害者補償基金を通して行われる。

第15条 – 保険法典第L422-3条の後に以下の通り第L422-4条を挿入する。

第L422-4条 – 刑事訴訟法典第706-3条乃至第706-14条の適用により、同法典第706-4条により設置された委員会によって認められた補償金は、テロリズム行為および犯罪被害者補償基金から支払われる。

第16条 – 刑事訴訟法典第279条の「被告人」の後に「および私訴原告人」という文言を挿入する。

第17条 – 刑事訴訟法典第706-13条および第706-15条を廃止する。

第18条 – 第1条を除き、本法律は1991年1月1日より発効する。

テロリズム行為その他の犯罪の被害者に対する補償に係る規定は、1991年1月1日より前に犯され、既判事項として取消不可能に確定した補償判決の対象となっていない行為について適用される。

刑事訴訟法典第2-9条の定める期限は、1986年9月9日までに合法的に届け出がなされていた、同条に記載の非営利団体については要求されない。

第19条 – テロリズム対策に係る1986年9月9日の法律第86-1020号第9条の規定は、海外領土およびマイヨット特別自治体において、1984年12月31日以降に犯された行為について適用される。

本法律の規定は、海外領土およびマイヨット特別自治体において、國務院の議を経たデクレが定める条件に従い適用される。

本法律は国家法として施行される。

パリにて作成、1990年7月6日

フランス共和国大統領フランソワ・ミッテラン

首相ミシェル・ロカール

國務大臣兼経済・財政・予算大臣ピエール・ベレゴヴォワ

国璽尚書、司法大臣ピエール・アルバイヤンジュ

防衛大臣ジャン＝ピエール・シュヴェスマン

内務大臣ピエール・ジョックス

海外県・海外領土大臣兼政府スポークスマン、ルイ・ルパンセック

國務大臣兼経済・財政・予算大臣補佐、予算担当ミシェル・シャラス

(1) 立法準備作業: 法律第90-589号

元老院:

法案第197号 (1989年から1990年)

法律委員会代表フィリップ・ドブルグワン議員の報告第243号 (1989年から1990年)

審議および可決、1990年5月3日

国民議会:

元老院により可決された法案第1330号

法律委員会代表イヴ・デュラン議員の報告第1417号

審議および可決、1990年6月8日

元老院:

国民議会により修正された法案第371号 (1989年から1990年)

法律委員会代表フィリップ・ドブルグワン議員の報告第 405 号 (1989 年から 1990 年)  
審議および可決、1990 年 6 月 22 日

国民議会：

第 2 読会での修正後に元老院で可決された法案第 1508 号

法律委員会代表イヴ・デュラン議員の報告第 1516 号

審議および可決、1990 年 6 月 26 日

国民議会：

両院合同同数委員会代表ジャン＝ピエール・ミシェル議員の報告第 1537 号

審議および可決、1990 年 6 月 28 日

元老院：

国民議会で可決された法案

両院合同同数委員会代表フィリップ・ドブルグワン議員の報告第 442 号 (1989 年から 1990 年)

審議および可決、1990 年 6 月 29 日